

(介護予防)訪問看護利用料(介護保険)

別紙 1

※端数処理の関係上、金額に若干の誤差が生じます

項 目			1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
訪問看護 ＜要介護1～5＞	I 1	20分未満(314単位)	350 円	699 円	1048 円
	I 2	30分未満(471単位)	524 円	1048 円	1572 円
	I 3	30～60分未満(823単位)	916 円	1831 円	2746 円
	I 4	60～1時間半未満(1128単位)	1255 円	2509 円	3763 円
	I 5	1回(20分)につき(294単位)×2	654 円	1308 円	1962 円
	I 5 2超	3回以上(1回265単位)	884 円	1768 円	2652 円
サービス提供体制強化加算 I 1		訪問1回につき加算(6単位)	7 円	14 円	20 円
※下記、算定要件に満たした場合のみ加算します			1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
看護体制強化加算 I (550単位)			612 円／月	1224 円／月	1835 円／月
看護体制強化加算 II (200単位)			223 円／月	445 円／月	668 円／月

項 目			1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
介護予防 訪問看護 ＜要支援1・2＞	I 1	20分未満(303単位)	337 円	674 円	1011 円
	I 2	30分未満(451単位)	502 円	1003 円	1505 円
	I 3	30～60分未満(794単位)	883 円	1766 円	2649 円
	I 4	60～1時間半未満(1090単位)	1212 円	2424 円	3636 円
	I 5	1回(20分)につき(284単位)×2	632 円	1264 円	1895 円
サービス提供体制強化加算 I 1		訪問1回につき加算(6単位)	7 円	14 円	20 円
※下記、算定要件に満たした場合のみ加算します			1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
看護体制強化加算(100単位)			112 円／月	223 円／月	334 円／月

☆介護職員等処遇改善加算(訪問看護、介護予防訪問看護)

サービス別の基本サービス費に各種、加算、減算を加えた一月あたりの 総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数になります

※以下の金額は利用者様の症状によって加算されます

			1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
緊急時訪問看護加算 II 1 (574単位)			639 円/月	1277 円/月	1915 円/月
* 緊急時加算は、24時間対応体制のための加算です。出勤時は、上記の時間に応じて請求となります。 また、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。					
訪問看護特別管理加算	I (500単位)		556 円/月	1112 円/月	1668 円/月
	II (250単位)		278 円/月	556 円/月	834 円/月
複数名訪問看護加算	30分未満(254単位)		283 円	565 円	848 円
	30分以上(402単位)		447 円	894 円	1341 円
長時間訪問看護加算 (300単位)			334 円	668 円	1001 円
ターミナルケア加算 (2500単位)			2780 円	5560 円	8340 円
初回加算 I (350単位)※退院日に初回訪問した場合			390 円/月	779 円/月	1168 円/月
初回加算 II (300単位)※退院日の翌日以降に初回訪問した場合			334 円/月	668 円/月	1001 円/月
退院時共同指導加算 (1回 600単位)			668 円/月	1335 円/月	2002 円/月
口腔連携強化加算(50単位) ※歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を情報提供した場合			56 円/月	112 円/月	167 円/月

＜自費＞死後の処置をご自宅で行なった場合…10,000円(税別)となります

2026年6月1日 改定
訪問看護ステーション

訪問看護利用料(医療保険)

別紙

◆基本利用料(必ずかかるもの)

項 目	利用料金	1割負担	3割負担	備 考
基本療養費(週3日まで)	5,550円/日	555円	1,665円	例)週2日、月に8日訪問 訪問5,550円×8日=44,400円 ⇒(1割負担)4,440円 (3割負担)13,320円
基本療養費(週4日以降)	6,550円/日	655円	1,965円	
管理療養費(月の初日)	7,710円/月	771円	2,313円	例)週2日、月に8日訪問 訪問(7,710円×1日)+(3,010円×7日)=28,780円 ⇒(1割負担)2,878円 (3割負担)8,634円
管理療養費(2日目以降)	3,010円/日	301円	903円	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	5円	15円	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1830円/月	183円	549円	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護物価対応料1	60円/日	6円	18円	月の初回日
	20円/日	2円	6円	月の2回目以降

◆状況に応じて算定される加算

項 目	利用料金	1割負担	3割負担	備 考
24時間対応体制加算	6,520円/月	652円	1,956円	緊急対応体制を整える場合に算定 申し込み無は24時間対応不可
特別管理加算 Ⅰ	5,000円/月	500円	1,500円	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
特別管理加算 Ⅱ	2,500円/月	250円	750円	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等
緊急訪問看護加算	2,650円/日	265円	795円	医師の指示のもとに緊急訪問した場合、日単位で算定
難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円/日	450円	1,350円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合、1日に2回又は3回以上訪問した場合に算定
難病等複数回訪問加算(1日3回)	8,000円/日	800円	2,400円	
長時間訪問看護加算	5,200円/週	520円	1,560円	1回の訪問が90分を超える場合に、特別管理加算算定の利用者の場合、週1回まで算定
複数名訪問看護加算	4,500円/週	450円	1,350円	必要があつて同時に複数の看護師等による訪問を実施した場合に週1回に限り算定
乳幼児加算	1,400円/日	140円	420円	乳幼児(6歳未満)
	1,800円/日	180円	540円	乳幼児(6歳未満)厚生労働省が定める者
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	900円	法人外の医療機関で利用者の同意を得て、保険医療機関と文書等により情報共有した場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	600円	主治医とのカンファレンスを実施した場合、月2回まで算定
訪問看護ターミナル療養費	25,000円	2,500円	7,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施した場合
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円/月	150円	450円	行政への情報提供・報告

◆時間外の加算

項 目	利用料金	1割負担	3割負担	備 考
夜間・早朝加算	2,100円	210円	630円	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問を実施した場合
深夜加算	4,200円	420円	1,260円	深夜(22時～6時)に訪問を実施した場合

◆退院時に算定される加算

項 目	利用料金	1割負担	3割負担	備 考
退院時共同指導加算	8,000円	800円	2,400円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
特別管理指導加算(共同指導に上乗せ)	2,000円	200円	600円	特別管理加算対象者の場合
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,800円	退院日における看護師による支援
	8,400円	840円	2,520円	長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合

◆健康保険が使えない利用料(自費)

項 目	利用料金	
死後の処置料	10,000円(税別)	} 消費税が別途かかります
90分を超えて時間延長した場合(30分につき) ※ただし「長時間訪問看護加算」を算定した日は延長料金は発生しない	5,000円(税別)	

※当事業所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行しております。明細書には、上記の名称、回数、日にち等が記載しております。

2026年 6月 1日 改定
訪問看護ステーション